四　消費期限又は賞味期限
五　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
六　アレルゲン
七　使用の方法
八　食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
九　成分及び重量パーセント
十　実効の色名
十一　L－フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
十二　ビタミンAとしての重量パーセント

（表示の方式等）

第三十八条　前条の表示は、第三十五条第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに準じてされなければならない。

（表示禁止事項）

第三十九条　食品関連事業者以外の販売者が販売する添加物の容器包装への表示が禁止される事項については、第三十六条の規定を準用する。

第五章　雑則

（生食用牛肉の注意喚起表示）

第四十条　食品関連事業者が牛肉（内臓を除く。以下この条において同じ。）であって生食用のものを容器包装に入れないで消費者に販売する場合には、次に掲げる事項が店舗の見やすい場所に表示されなければならない。この場合において、表示は、邦文をもって、当該牛肉を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行われなければならない。

一　一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
二　子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

（努力義務）

第四十一条　食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

2　食品関連事業者等は、この府令に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、食品表示法の施行の日から施行する。ただし、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3（第十条第一項、第十五条において準用する場合を含む。）、第八条第一項第六号（第十六条において準用する場合を含む。）、第十条第二項、第十三条第三号、第三十二条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この府令の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令等の廃止）

第二条　次に掲げる府令及び告示は、廃止する。

一　食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）
二　食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）
三　容器包装の面積により表示を省略することができる食品を定める件（昭和四十五年厚生省告示第百八十号）
四　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、加工食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）
五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、生鮮食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十四号）
六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、玄米及び精米品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十五号）
七　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、水産物品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十六号）
八　加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の規定に基づき遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十七号）
九　トマト加工品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十二号）
十　乾しいたけ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十三号）
十一　にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十四号）
十二　ジャム類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十七号）
十三　乾めん類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十九号）
十四　マカロニ類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十三号）
十五　パン類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十四号）
十六　凍り豆腐品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十五号）
十七　ハム類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十七号）
十八　プレスハム品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十八号）
十九　混合プレスハム品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十九号）
二十　ソーセージ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十号）
二十一　混合ソーセージ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十一号）
二十二　ベーコン類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十二号）
二十三　畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十三号）
二十四　煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十五号）
二十五　魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十八号）
二十六　削りぶし品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十九号）
二十七　うに加工品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十号）
二十八　うにあえもの品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十一号）
二十九　乾燥わかめ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十二号）
三十　塩蔵わかめ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十三号）
三十一　みそ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十四号）
三十二　ウスターソース類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十六号）